

平成25年7月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成25年5月内容）

有効求人数	28,538人	対前年同月比	4.6%増
有効求職者数	44,543人	対前年同月比	4.9%減
有効求人倍率	0.71倍	対前月	同水準

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就業実現

2 平成26年3月新規高等学校卒業予定者に対する求人確保

6月20日	→各企業からの求人票受付開始（ハローワークでの受理・確認）
7月 1日	→各企業から高等学校への求人票提示、ハローワークでの求人連絡開始 各企業から学校への「求人要項・募集要項の送付」開始 学校訪問の開始
9月 5日	→推薦開始（推薦文書の到達が9月5日以降となること。）
9月16日	→選考・採用内定開始

- ・ハローワークと高等学校の連携による、企業への早期求人提出依頼
- ・鹿児島県・教育庁・労働局による県内主要経済団体への求人要請行動（7/1）

3 鹿児島労働安全衛生大会を開催

広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で、鹿児島労働安全衛生大会を開催

- ・開催日時 平成25年7月1日（月）午後1時～
- ・開催場所 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

4 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等説明会を開催

主に中小企業事業主を対象として、雇用均等室が所掌する法律について理解を深め、自主的な法令遵守を促すため、県内4カ所で説明会を開催

5月の有効求人倍率は0.71倍で、前月と同水準

鹿児島県の5月の有効求人倍率（季節調整値）は0.71倍となり、前月（0.71倍）と同水準となりました。

新規求人倍率（季節調整値）は1.20倍となり、前月（1.10倍）を0.10ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ0.2%増と14ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業（16.5%増）は5ヶ月連続の増加、製造業（27.7%増）は2ヶ月ぶりの増加、運輸業、郵便業（23.9%増）は4ヶ月連続の増加、卸売業、小売業（6.7%増）は5ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業（18.0%減）は2ヶ月ぶりの減少、医療、福祉（8.7%減）は4ヶ月連続の減少、サービス業（5.8%減）は2ヶ月連続の減少となりました。

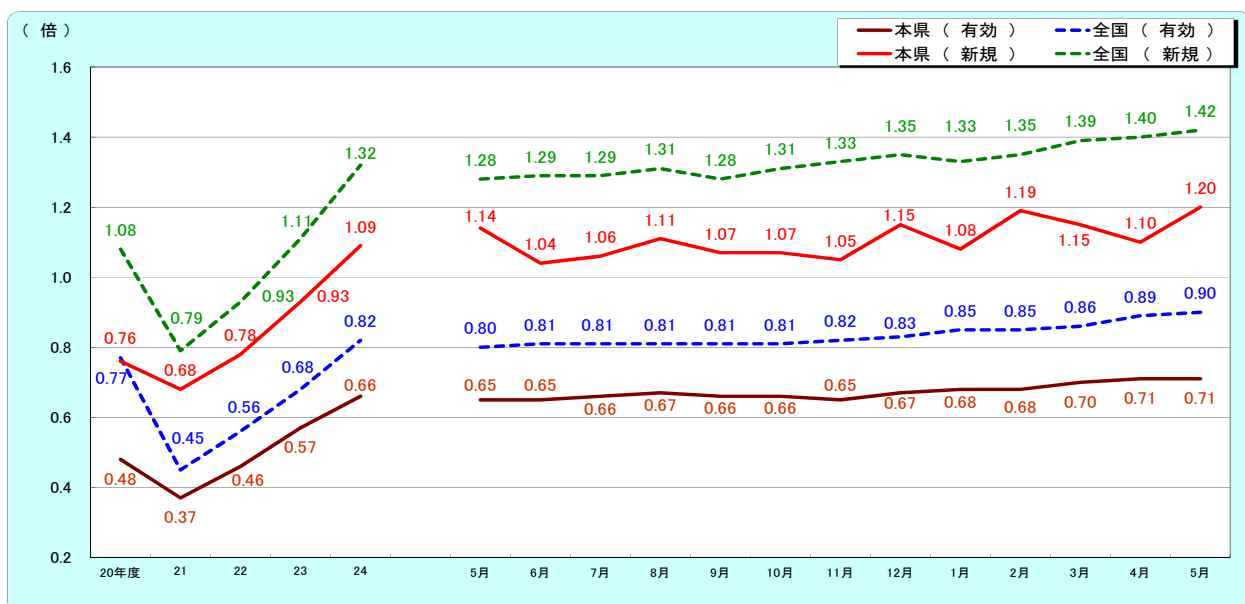
新規求職者数は前年同月に比べ7.2%減と7ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者（0.3%増）は2ヶ月連続の増加となりました。また、離職求職者（7.8%減）は7ヶ月連続の減少、無業求職者（13.9%減）は19ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者（13.9%減）は3ヶ月連続の減少、自己都合離職者（5.5%減）は2ヶ月ぶりの減少となりました。

政府の6月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、着実に持ち直している」とし2ヶ月連続上方修正しました。また、雇用情勢については、「厳しさが残るものの、改善している」と3ヶ月ぶりに上方修正しました。

鹿児島県の雇用情勢は、持ち直しているものの、医療・福祉の求人の減少傾向が続き、また、引き続き個人消費や観光関連が弱含むなど県内景況も全体として厳しい状況が続いていることなどから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



職場における腰痛予防の取組を！

～19年ぶりに「職場における腰痛予防対策指針」を改訂～

職場での腰痛は、休業4日以上職業性疾病のうち6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では、平成6年9月に「職場における腰痛予防対策指針」を示し、主に重量物を取り扱う事業場などに対して、啓発や指導を行ってききましたが、近年は高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加している状況にあります。

このような状況を受け、適用対象を福祉・医療分野等における介護・看護作業全般に広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法などを加えて改訂を行いました。

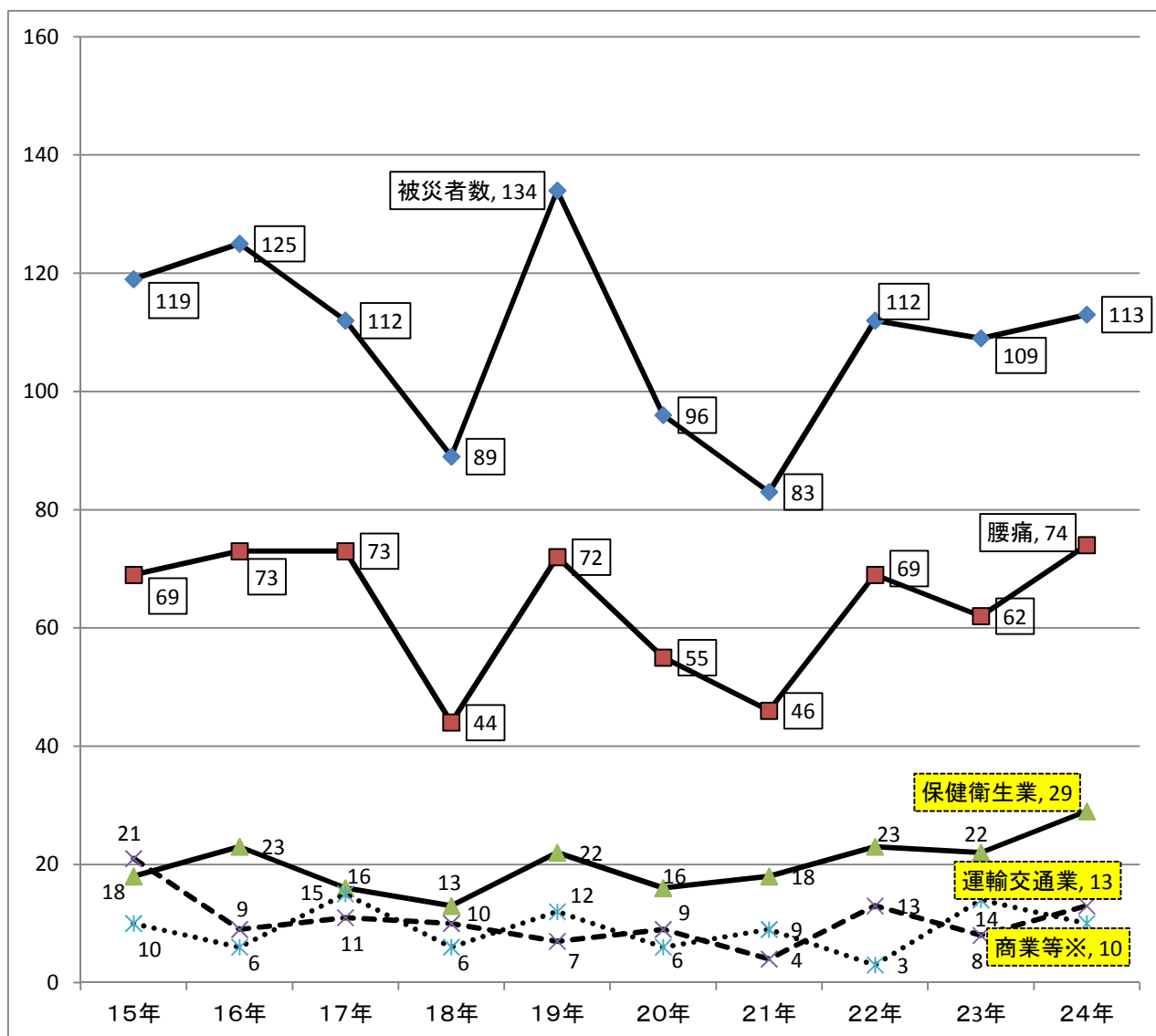
鹿児島労働局としても、広く職場における腰痛の予防を推進するため、あらゆる機会を通じて改訂指針の周知を図るとともに、社会福祉施設などを中心とした腰痛予防対策の指導を行っていきます。

この改訂指針については、鹿児島労働局ホームページ新着情報（2013年06月21日）「職場における腰痛予防の取組を！」からご確認ください。

（労働基準部健康安全課）

業務上疾病発生状況の推移(平成15年～平成24年)

鹿児島労働局



区分	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
被災者数	119	125	112	89	134	96	83	112	109	113
腰痛	69	73	73	44	72	55	46	69	62	74
保健衛生業 (腰痛内数)	18	23	16	13	22	16	18	23	22	29
運輸交通業 (同上)	21	9	11	10	7	9	4	13	8	13
商業等※ (同上)	10	6	15	6	12	6	9	3	14	10
上記以外の業種 (同上)	20	35	31	15	31	24	15	30	18	22

◎休業4日以上の報告事案を集計。じん肺及びびじん肺合併症は除く。 ※商業等:商業・金融・広告業

鹿児島労働安全衛生大会が開催されます

今年も7月1日から7月7日までの一週間、第86回全国安全週間が実施されますが、鹿児島県においては、その一環として、7月1日月曜日に鹿児島労働安全衛生大会が鹿児島市民文化ホールの第2ホールで開催されます。

同大会は、広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で開かれ、県内産業界における労働災害の防止と労働安全衛生水準の向上に寄与せんとするものです。

同大会では、安全衛生関係の鹿児島労働局長表彰や特別講演を行います。

特別講演は、池田診療所院長の宮田氏による「南極昭和基地の安全衛生管理」と、日本通運(株)本社企画部次長の丸尾氏の「東日本大震災から学ぶ災害支援物流について」です。

(労働基準部健康安全課)

平成25年 業種別死傷災害発生状況（5月末）

鹿児島労働局

	平成25年		平成24年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	540	3	541	8	-1	-5
1 製造業	122		128	2	-6	-2
1 食料品製造業	71		81		-10	
4 木材・木製品製造業	7		4		3	
9 窯業土石製品製造業	5		9	1	-4	-1
11～12 金属製品製造業	6		6			
13～15 機械機具製造業	9		9			
上記以外の製造業	24		19	1	5	-1
2 鉱業	2		2			
3 建設業	97	1	90	2	7	-1
1 土木工事業	34	1	46	1	-12	
2 建築工事業	53		41	1	12	-1
3 その他の建設業	10		3		7	
4 運輸交通業	72		60	1	12	-1
1 鉄道・航空機業	2				2	
2 道路旅客運送業	3		4		-1	
3 道路貨物運送業	67		55	1	12	-1
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	5		5			
1 陸上貨物取扱業	1		2		-1	
2 港湾運送業	4		3		1	
6 農業	37	1	27	3	10	-2
1 農業	18		7	1	11	-1
2 林業	19	1	20	2	-1	-1
7 畜産・水産業	32	1	31		1	1
8 商業	69		58		11	
1 卸売業	15		13		2	
2 小売業	50		39		11	
3 理美容業						
4 その他の商業	4		6		-2	
9 金融・広告業	5		4		1	
11 通信業	1		6		-5	
12 教育・研究業	4		2		2	
13 保健衛生業	42		64		-22	
1 医療保健業	19		21		-2	
2 社会福祉施設	22		43		-21	
3 その他の保健衛生業	1				1	
14 接客娯楽業	26		37		-11	
1 旅館業	4		8		-4	
2 飲食店	12		10		2	
3 その他の接客娯楽業	10		19		-9	
上記以外の事業	26		27		-1	
10 映画・演劇業	1				1	
15 清掃・と畜業	9		10		-1	
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	16		16			
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	68		57	1	11	-1
第三次産業（8～17）	173		198		-25	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等説明会を 県下4カ所で開催します！！

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法については、あらゆる機会に周知を図ってきたところですが、依然として、相談や指導件数等は高い水準となっています。また、昨年7月1日より改正育児・介護休業法が全面施行されたところですが、なお、改正部分に係る規定が未整備である事業所が見られるところです。

このため、主に中小企業事業主を対象として、雇用均等室が所掌する法律について理解を深め、自主的な法令遵守を促すため、下記のとおり県内4カ所で説明会を実施します。あわせて、説明会後に個別相談会も実施します。

〔日時・会場〕

日	時間	会場
7月2日(火)	13:30~15:30	出水公共職業安定所〔出水市〕
7月3日(水)	13:00~15:00	鹿屋公共職業安定所〔鹿屋市〕
7月9日(火)	13:30~15:30	国分公共職業安定所〔霧島市〕
7月10日(水)	13:30~15:30	宝山ホール第3会議室〔鹿児島市〕

(雇用均等室)

平成25年7月 県下4カ所で開催 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等説明会

主催：鹿児島労働局

雇用均等室の所管する各法律に沿った雇用管理ができていないか、いっせいに確認できる
絶好の機会です。

説明会の後は、個別相談会も開催しますので、お気軽にご参加ください。

●日時・場所●

	開催日時	会場
出水	7月 2日(火) 13:30~15:30	出水公共職業安定所 出水市緑町 37-5 ※可能な限り、公共交通機関でお越しください。
鹿屋	7月 3日(水) 13:00~15:00	鹿屋公共職業安定所 鹿屋市北田町 3-3-11
国分	7月 9日(火) 13:30~15:30	国分公共職業安定所 霧島市国分中央 1-4-35
鹿児島	7月 10日(水) 13:30~15:30	宝山ホール 第3会議室 鹿児島市山下町 5-3 ※駐車場がありませんので、可能な限り、公共交通機関でお越しください。

●説明会内容●

○説明（70分）

- ①男女雇用機会均等法
- ②育児・介護休業法
- ③次世代育成支援対策推進法
- ④両立支援関係助成金
- ⑤パートタイム労働法

○個別相談会（50分）

●対象●

事業主、企業の人事労務担当者

●申込方法●

ファクスまたは電話で、お申し込みください。申込用紙は、本状の裏面です。定員を超えた場合、先着順となりますので御了承ください。

<雇用均等室が所管する法律の概要>

○男女雇用機会均等法

性別を理由とする差別の禁止、妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取扱いの禁止等、セクシュアルハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションに対する国の援助ほか

○育児・介護休業法

育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、短時間勤務等の措置、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、不利益取扱いの禁止、転勤についての配慮ほか

○次世代育成支援対策推進法

一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知ほか

○パートタイム労働法

労働条件の文書交付・説明義務、均等・均衡待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進ほか

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等説明会 参加申込書

FAX送信先：鹿児島労働局雇用均等室 099-222-8459

企業名			
所在地	〒 ー		
	電話番号（ ー ー ）		
出席者名	所属	役職	氏名
個別相談の有無	有 { 内容 }		無
労働者数	労働者総数	名	{ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: left;"> 男性 名 女性 名 </div> }
参加希望会場	（参加希望会場に○をつけてください） 出水市 ・ 鹿屋市 ・ 霧島市国分 ・ 鹿児島市		

※ ご記入されました氏名、企業名などの個人情報は、参加者の把握、連絡等、本来の目的以外には利用いたしません。

FAX または電話でお申し込み下さい

注) 定員を超えた場合、先着順となりますのでご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用均等室

電話：099-222-8446 FAX：099-222-8459